

扶養削除について

扶養されているご家族が、次のいずれかに該当する場合は、被扶養者と認められません。「扶養異動届」により、扶養削除の手続きをお願いいたします。

【扶養削除手続きが必要な方】

	削除となるケース(収入)	削除日
収入のある方(同居・別居とも)	○連続する2か月の収入が、108,334円/月(60歳以上または障がい者は150,000円/月)以上となったとき	○連続する2か月の収入が超過した月の翌月1日
	○直近4か月のうち、収入基準以上の月(60歳未満108,334円/月以上、60歳以上または障がい者：150,000円/月以上)が2か月以上あるとき(4か月中、半分以上の月が収入超過)	○直近4か月のうち、2か月目(2回目)に収入が超過した月の翌月1日
	○扶養される方の収入が、被保険者の収入の1/2以上となったとき	○収入超過した月の翌月1日
	○短期、季節的労働等により108,334円/月(60歳以上または障がい者は150,000円/月)以上の収入で2か月以上勤務する場合	○勤務開始日 ※契約時(勤務開始時)は基準収入内の勤務で、途中から収入が超過した場合は、収入超過月が累計2か月となった月の翌月1日
仕送り状況(別居の方)	○毎月の送金が確認できない場合 ○認定対象者の収入を上回る送金をしていない場合 ○被保険者によって生計維持されていると認められる額の送金をしていない場合 ○金融機関から送金していない場合(手渡し不可)	○仕送りが確認できなくなった月・左記に該当する月の翌月1日

※ 税法と健康保険では扱いが異なります。

課税・非課税にかかわらず定期的に入るものは全て収入とします。

収入 … 給与(交通費を含む)、賞与、各種年金、失業給付、傷病手当金、出産手当金、株の配当、利子、
自営収入(「所得」ではなく、経費控除前の「収入」、労災保険の休業給付、各種補助金等

※ 扶養認定においては、1月～12月の収入累計額を見るのではなく、「今後1年間の収入」により認定可否を判断します。

確認事項 … 60歳未満：年間収入が130万円未満、月々の収入が108,334円未満、かつ被保険者の収入の1/2未満であること(月々の収入から今後1年間を推計)

60歳以上・：年間収入が180万円未満、月々の収入が150,000円未満、かつ被保険者の障がい者 1/2未満であること(月々の収入から今後1年間を推計)